

## 学生企画

# 佐々木さやか先生の講演を聴いて

(ゲスト講演会探訪記)

関根 征紀  
(学生参加者 (3年))

この度の佐々木さやか先生による講演会では、先生が国会議員である弁護士として、様々なご活躍をされていることを伺った。その中でも特に興味を惹かれたのが、「司法ソーシャルワーク」である。

司法ソーシャルワークは、法テラスを始めとして、福祉関係、刑事関係、親子関係の細部に亘り司法サービスを充実させようとするものである。ある程度の社会的地位を有している者や高学歴者は、弁護士と関わることのできる機会が多い。しかし、それ以外の一般市民は、弁護士と関わるということは極めて稀であり、法的問題を解決するための十分な経済的余力がないのが通常である。そのため、一般市民が弁護士と関わることのできる機会を増やし、司法サービスを拡充していくのが司法ソーシャルワークの狙いだといえる。

私の地元である山形県は、弁護士の数が比較的少なく、いわゆる「司法過疎地域」である。私自身、大学に進学するまでに、実際に現場で活躍されている弁護士とお会いする機会はなかった。そして、親戚や知り合いに司法関係者はおらず、弁護士と関わる機会はほとんどないという状態であった。そのような中、私の祖母が連帯保証人としての責任を追求され、父が不当解雇されそうになるという法的問題に直面したのである。

仮に弁護士と関わることもできたとしても、私の家族は経済的に困窮しており、弁護士に相談するということは事実上困難であったといえ



る。このような場合にこそ、法テラスを利用することで、経済的負担を軽減させた上で法的問題の解決を図ることができる。幸いにして、私の家族は、法テラスを利用せずに上記の各問題を解決することができた。しかし、法テラスを利用していれば、弁護士による専門的なアドバイスに基づき、より迅速・適切に問題を解決させることができたのではないかと思われてならない。今回の佐々木先生の講演をお聞きし、法テラスの役割の重要性と利用促進のために周知させていくことが必要であると感じられた。

また、司法ソーシャルワークと関連するものとして、日弁連高齢社会対策本部が推進している「ホームロイヤー」という活動がある。これは、法律上の後見事務や相続等の財産管理にとどまらず、福祉機関・医療機関・各種専門職等と連携して事実上の介護から死後の事務に至るまで、高齢者や障がい者をトータルかつ継続的に支援しようという取り組みであり、司法ソーシャルワークに近接するものといえる。いわば、

「高齢者や障がい者に対する顧問弁護士」と呼ぶことのできる活動である。

私は、エクスターンシップにおいて、ホームロイヤーに関する日弁連の委員会に同席させて頂いた。そこでは、ホームロイヤーの第一人者である弁護士が、ホームロイヤーの重要性と弁護士活動の拡張の可能性について訴えかけられていた。しかし、ホームロイヤーの活動は、あくまでも高齢者や障がい者に焦点を当てたものであり、その他の社会的弱者については触れられていないのが現状である。そのため、今回の佐々木先生の講演にもあるとおり、刑事関係におけるアフターケアや親子関係における面会交流等の分野にまで、弁護士の活動領域を拡張することが司法サービスを充実させるという観点から重要であると考ええる。

最後に、東日本大震災における法的問題への対処として、法テラスが利用されていることを伺った。震災後の法的問題に対する対応については私の大学時代の卒論のテーマであり、将来弁護士として東北の復興支援活動にも尽力したいと考えていたため、非常に興味深く感じられた。現状としては、現行法下における法制度には限界があり、特例法等の立法措置がない限り具体的かつ有効・適切な対応策はないといってよい。しかし、法テラスを最大限活用することで、新たな対応策を発見することができる可能性も十分考えられる。私は、今回の佐々木先生の講演をお聞きし、法テラスを通じて一般市民と密接に寄り添うことのできる弁護士になりたいと考えている。